

## 法学教授、元反トラスト局幹部など 77 名、Delrahim 司法省反トラスト局長に懸念を表明する書簡を送付

2018 年 5 月 28 日

JETRO NY 知的財産部

柳澤、笠原

法学教授、元反トラスト局幹部など 77 名は、5 月 17 日、司法省反トラスト局の Makan Delrahim 局長に対して書簡<sup>1</sup>を送付し、同局長がこれまでに行った標準必須特許に関する一連のスピーチ<sup>2</sup>に対する懸念を表明した。

有識者らが書簡において指摘した 8 点の概要は以下の通り。

- パテントホールドアップ問題の反競争的弊害は共和党政権および民主党政権の下で政府職員により一貫して認識されている。
- ホールドアップ問題は裁判所や標準化機関においても認識されており、標準化機関はこの認識ゆえに FRAND 実務を採用している。
- ホールドアップ問題はホールドアウト問題に比べてより深刻な競争法上の懸念を生じさせる。
- FRAND 誓約を守らないことで市場力を獲得または維持する特許権者は競争法上の責任を問われ得る。
- 特許事件の救済措置として差止救済が適切である場合もあるものの、特許権が無条件に差止請求権を伴う排他権であり、「特許権者によるライセンス供与の一方的拒否」が本質的に合法 (per se legal) であるという考えは適当ではない。
- eBay 事件最高裁判決が現在の判例法であり、特許侵害の事実が必然的に差止命令をもたらすことにはならない。
- 特許権は自然権 (natural property right) と見なされるべきでなく、社会の利益を最大化するという制度目的から考察されるべきである。

<sup>1</sup> <https://cdn.patentlyo.com/media/2018/05/DOJ-patent-holdup-letter.pdf>

<sup>2</sup> Makan Delrahim 反トラスト局長は、これまでに行った標準必須特許に関するスピーチにおいて、「ホールドアップ問題よりもホールドアウト問題のほうがより深刻な問題である」、「反トラスト法は基本的にホールドアップ問題には適用されない」、「標準化機関や裁判所が特許権者の差止請求権を制限する際には、極めて高い立証負担を負うべきである」、「反トラスト法の観点からは、特許権者が一方的かつ無条件にライセンスを拒絶したとしても、そのこと自体は合法である」といった見解を表明している。

- FRAND 宣言をした特許権者を当該 FRAND による制約で縛ることは問題視されるべきでない。

(以上)